

社会福祉法人 成光苑（令和6年度～）
『介護職員等処遇改善加算』に基づく取組の公表について
（高齢者部門・障がい福祉部門）

≪算定要件≫

- (1) キャリアパス要件：介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する 等。
- (2) 月額賃金改善要件：新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。
- (3) 職場環境等要件：「入職促進に向けた取り組み」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6個の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。
- (4) 処遇改善の取組内容をホームページ等に掲載するなど「見える化」をしている。

【対象サービス】

≪加算の取得状況≫

「介護保険法」・「障がい者総合支援法」に係る全事業所で「介護職員特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を算定。

- 「介護保険法（高齢者部門）」
 - ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ：53事業所（総合事業含まず）
- 「総合支援法（障がい福祉部門）」
 - ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：6事業所
 - ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ：1事業所

【技能・経験のある介護職の定義】

※次の条件により、A～Cグループを定義し、給与規程に定める手当額を支給する。

- A「技能経験のある介護職員」：主任・係長の役職位にある介護職員（介護福祉士資格保有者）
- B「介護職員」：①人事考課制度に基づく3等級以上（正規職員）の介護職員
②上記①以外の介護職員
- C「その他の職種の職員」：介護職員以外の職員

【職場環境要件の提示】

- ◆「入職促進に向けた取り組み」
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ◆「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」
 - ・チューター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ◆「両立支援・多様な働き方の推進」
 - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ◆「腰痛を含む心身の健康管理」
 - ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ◆「生産性向上のための業務改善の取組」
 - ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
 - ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ◆「やりがい・働きがいの醸成」
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
 - ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
 - ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
 - ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供